

風俗営業許可申請等の手引き

1 風俗営業の許可等

風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければなりません。

2 風俗営業の種別

(1) 第1号営業（キャバレー）

キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる営業

※注 キャバレーとは、ダンスをさせるステージ又は飲食させる設備等を設けて客にダンスをさせるとともに接待をして飲食させる営業です。

「接待」とは、「歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすこと」をいい、客とともに歌や踊りに興じ、そのかたわらにあつてひき続き酒類のお酌をし、又は談笑の相手となる行為などがこれに当たります。

(2) 第2号営業（料理店・社交飲食店）

待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業（前号に該当する営業を除く。）

※注 待合、料理店、料亭等の和風の営業が「料理店」であり、カフェー、バー、クラブ、ラウンジ等の和風以外の営業を「社交飲食店」といいます。「接待」については第1号営業と同じですが、客にダンスをさせることはできません。

(3) 第3号営業（ダンス飲食店）

ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食させる営業（第1号に該当する営業を除く。）

※注 いわゆる「ナイトクラブ」といわれる営業をいいます。ステージ等の設備を設けて客にダンスをさせ飲食をさせる営業ですが、接待を行うことはできません。

(4) 第4号営業（ダンスホール）

ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第1号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）

※注 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業をいいます。下記の資格のある者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業は除かれます。ダンスホール等において接待を行い又は客に飲食をさせる場合は、当該営業とは別に、第1号営業又は第3号営業の許可が必要となります。

ダンスを教授する資格のある者

- ① 社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ホームルームダンス連盟が実施するダンスの教授に関する講習を受け、その課程を修了した者
- ② 社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ホームルームダンス連盟が実施するダンスを正規に教授する能力に関する試験に合格した者で国家公安委員会に推薦された者
- ③ 国際的な規模で開催されるダンスの競技会に入賞した者その他②の試験に合格した者と同等の能力を有すると認められる者で、本人から申出により、社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ホームルームダンス連盟から国家公安委員会に推薦された者

(5) 第5号営業（低照度飲食店）

喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むもの。（第1号から第3号に該当する営業を除く。）

※注 低照度飲食店で、第1号から第3号までの許可を受けることはできません。

(6) 第6号営業（区画席飲食店）

喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5㎡以下である客席を設けて営むもの。

(7) 第7号営業（マージャン店・パチンコ店・その他遊技場）

まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

(8) 第8号営業（ゲームセンター）

スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技させる営業（前号に該当する営業を除く。）

※注 具体的には、ゲームセンター、ゲーム喫茶等をいいます。遊技設備を設置した区画された施設のうちホテル・旅館・大規模小売店舗及び遊園地（主としてメリーゴーラウンド等により客に遊技をさせるもので、かつ入場料を徴収するもの。）内にあつて外部から容易に見通すことができるものについては賭博等が行われるおそれ等が少ないので8号営業から除かれています。

※ 上記営業の（ ）内は、通称名です。

3 風俗営業に係る各種申請書等

番号	申請等の種別	申請書の様式
①	風俗営業の許可（法第5条第1項）	許可申請書（別記様式第2号）
②	営業の方法を記載した書面（法第5条第1項）	許可申請書（別記様式第3号）
③	許可証の再交付（法第5条第4項）	許可証再交付申請書（別記様式第6号）
④	風俗営業の相続の承認（法第7条）	相続承認申請書（別記様式第7号）
⑤	法人の合併の承認（法第7条の2）	合併承認申請書（別記様式第8号）
⑥	法人の分割の承認（法第7条の3）	分割承認申請書（別記様式第9号）
⑦	許可証の書換え（法第7条第5項等・第9条第4項）	許可証書換え申請書（別記様式第10号）
⑧	構造及び設備の変更承認（法第9条第1項）	変更承認申請書（別記様式第11号）
⑨	構造及び設備の軽微な変更等（法第9条第3項）	変更届出書（別記様式第12号）
⑩	許可証の返納（法第10条第1項各号・同第3項各号）	返納理由書（別記様式第13号）
⑪	特例風俗営業者の認定（法第10条の2）	認定申請書（別記様式第14号）
⑫	認定証の再交付（法第10条の2第5項）	認定証再交付申請書（別記様式第16号）

4 主な申請等の手続きに提出しなければならない書類及び記載要領等

風俗営業の各種申請には、その種別に応じて別添「申請時に提出する書類等のチェック表（以下、「チェック表」といいます。）に記載されている書類が必要です。

(1) 風俗営業の許可申請時に必要な書類等

風俗営業の許可を受けようとする者は、チェック表の申請種別欄中の許可申請欄から該当する申請者を選んで、その下にある□印の書類を選んでください。

- ・ 風俗営業の許可を受けようとする者は、公安委員会に許可申請書を提出しなければなりません。この許可申請書には、営業の方法を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければなりません。
- ・ 風俗営業の許可は、風俗営業の種別ごとに受けるものですが、営業所の構造又は設備の基準その他の風俗営業の種別に応じて必要な規制がなされていることから、同じ者が同一の営業所において異なる種別の許可を重ねて受けることは原則できません。
- ・ 風俗営業の許可は、許可を受けようとする者に欠格事由のある場合や営業所の構造又は設備が風俗営業の種別に応じて技術上の基準に適合しない場合、営業所が都道府県の条例で定めた営業制限地域内ある場合など許可を受けることができない場合がありますので、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全係に事前に相談してください。
- ・ 風俗営業の許可を受けた者は、許可証を営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。

(2) 相続の承認申請時に必要な書類等

相続の承認を受けようとする者は、チェック表の申請種別欄中の相続の承認欄から該当する申請者の場合を選んで、その下にある□印の書類を選んでください。

- ・ 風俗営業者が死亡した場合において、被相続人が営んでいた風俗営業を引き続き営もうとする場合は、被相続人の死亡の後60日以内に公安委員会に申請をして、承認を受けなければなりません。
- ・ 相続の承認を受けた者は、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に提出し、許可証の書換えを受けなければなりません。この場合の手数料は無料です。

(3) 法人の合併の承認申請時に必要な書類等

法人の合併の承認を受けようとする場合には、チェック表の法人の合併承認欄の下にある□印の書類を選んでください。

- ・ 法人の合併の承認の申請は、合併する法人の連名により行わなければなりません。
- ・ 法人の合併の承認は、あらかじめ申請をして合併の効力が生じる前に承認を受けなければなりません。
- ・ 承認を受けて合併した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人が交付を受けた許可証を許可証書換え申請書とともに

公安委員会に提出し、許可証の書換えを受けなければなりません。この場合の手数料は無料です。

(4) 法人の分割の承認申請時に必要な書類等

法人の分割の承認を受けようとする場合には、チェック表の法人の分割承認欄の下にある□印の書類を選んでください。

- ・ 新設分割をする場合における承認申請は、分割をする法人が申請し、吸収分割をする場合における承認の申請は、当該分割により風俗営業を承継させる法人及び当該分割により風俗営業を承継する法人の連名により行わなければなりません。
- ・ 法人の分割の承認は、あらかじめ申請をして分割の効力が生じる前に承認を受けなければなりません。
- ・ 承認を受けて分割した場合には、分割により風俗営業を承継した法人は、分割後遅滞なく、分割をした法人が交付を受けた許可証を許可証書換え申請書とともに公安委員会に提出し、許可証の書換えを受けなければなりません。この場合の手数料は無料です。

5 主な申請書類等の作成要領（様式・記載例等）

風俗営業の主な申請書類等の作成は、下記の表に記載されているシートの様式記載例、注意書き等を参考にしてください。

申請の種類	参照シート
(1) 風俗営業の許可申請時に必要な書類等	シート01別記様式第2号（許可申請書）～08誓約書まで
(2) 相続の承認申請時に必要な書類等	シート09相続承認申請書（別記様式第7号）、10相続承認申請書（添付書類）
(3) 法人の合併の承認の申請時に必要な書類等	シート11合併承認申請書（別記様式第8号）、12合併承認申請書（添付書類）
(4) 法人の分割の承認の申請時に必要な書類等	シート13分割承認申請書、14分割承認申請書（添付書類）
(5) 従業者名簿	シート15従業者名簿

6 構造及び設備の変更等

風俗営業の許可を受けた者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければなりません。

内閣府令で定める軽微な変更については、別途変更の届出が必要です。

7 各種申請等手数料

風俗営業の各種申請等を行おうとする者は、高知県警察手数料条例第3条及び第5条に定める手数料を納めなければならない。この手数料の金額については、次の手数料表を参照してください。

手数料表

種 別		金 額
新 規 許 可	7号営業のうちぱちんこ屋等（まあじゃん屋を除く。）	25,000円
	3月以内の期間を限って営む営業	15,000円
	未認定遊技機(検定を受けた型式に属する遊技機)があるとき	2,800円
	設置遊技機1台ごとの加算額・型式の検定を受けた遊技機（認定、検定を受けない遊技機の場合の加算額は省略	40円
	上記以外の風俗営業	24,000円
	3月以内の期間を限って営む営業	14,000円
	同時申請時における2件目からの減額	8,600円
	火災、震災等滅失に係る営業所の場合の加算額	6,800円
許可証の再交付		1,200円
相続の承認（承認後の書換え手数料を含む。）		9,000円
同時申請時における2件目からのもの		3,800円
法人合併の承認（承認後の書換え手数料を含む。）		12,000円
同時申請時における2件目からのもの		3,800円
法人分割の承認（承認後の書換え手数料を含む。）		12,000円
同時申請時における2件目からのもの		3,800円
構造又は設備の変更承認		11,000円
許可証の書換え（法第9条第4項の規定に基づく許可証の書換え）		1,500円
特例風俗営業者の認定		15,000円
同時申請時における2件目からのもの		11,700円
認定証の再交付		1,200円

8 従業者名簿の作成

風俗営業の営業所には、営業所ごとに従業者名簿を備えなければなりません。

従業者名簿の作成は、当該業務に従事する者全員であり、常時営業所で働いている者は勿論、必要に応じて他から派遣されてくる者についても、当該業務に従事する限り従業者名簿の作成をすることが必要です。

この従業者名簿には、接待飲食等営業を営む風俗営業者にあつては、客に接する業務に従事させようとする者の生年月日、国籍（日本国籍を有しない者にあつては在留資格等を含む。）を確認し、当該確認事項、確認年月日等を従業者名簿に記載のうえ、確認に用いた書類のコピーを作成し、当該従業者の名簿に添付して3年間保存しておくかなければなりません。

従業者名簿の記載事項

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 性別
- ④ 生年月日
- ⑤ 本籍（日本国籍を有しない者にあつては、国籍）
- ⑥ 採用年月日
- ⑦ 退職年月日
- ⑧ 従事する業務の内容（できるだけ具体的に記載）

9 風俗営業者の遵守事項

風俗営業者には、次のような遵守事項が定められていますのでこれを守らなければなりません。風俗営業者の遵守事項に違反した場合は処分されることがあります。

- (1) 風俗営業者は、営業所の構造及び設備を「構造及び設備の技術上の基準」に適合するように維持しなければなりません。
- (2) 風俗営業者は、午前0時から日の出時までの時間においては、その営業を営んではいけません（都道府県条例で定める特別の事情のある日として定めた日及び都道府県条例で午前1時まで営業ができることを定めている地域を除く。）。
- (3) 風俗営業者は、営業所内の照度を風俗営業の種別に応じて定められた数値以下で営業を営んではいけません。
- (4) 風俗営業者は、営業所周辺において定められた数値以上の騒音又は振動が生じないように、その営業を営まなければなりません。
- (5) 風俗営業者は、その営業について営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはいけません。
- (6) 風俗営業者は、定められた方法により営業所において客に見やすいように料金を表示しなければなりません。
- (7) 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、18歳未満の者がその

営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入り口に表示しなければなりません。

※ 第8号営業のゲームセンターの営業所にあつては、午後10時以降（高知県の条例で定める、16歳未満の者については、午後6時以降）営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入り口に表示しなければなりません。

(8) 以上の遵守事項の他にも「接客従業者に対する拘束的行為の規制」、「遊技料金等の規制」等の各規制があります。

10 風俗営業者の禁止行為

風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはいけません。この禁止行為に違反したときは、法により罰せられることがあります。

- (1) 当該営業に関し客引きをすること。
- (2) 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- (3) 営業所で、18歳未満の者に客の接待をさせ、又は客の相手となってダンスをさせること。
- (4) 営業所で午後10時から翌日の日出時までの時間において18歳未満の者を客に接する業務に従事させること。
- (5) 18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること（第8号営業のゲームセンターの営業所にあつては、午後10時（同営業に係る営業所に関し都道府県条例で、18歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後10時前の時を定めたときは、その者についてはその時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること。）。

高知県の条例では、第8号営業のゲームセンターの営業所について、午後6時から翌日の日出時までにおいて16歳未満の者を客として立ち入らせることを禁止しています。

(6) 営業所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

※ 遊技場営業者の禁止行為については、別に定めがあります。

別添

申請時に提出する書類等のチェック表

書類の種類別	営業の種類別	第 号営業 ()	営業所名称	申請種別								
	書 類 の 種 別	書 類 名 (営業種別に応じて、申請種別の該当する各欄をチェックすること。)	営業種別	許可申請				相続の認	法	法		
				個人の場合	個人の場合	法人の場合	法人の場合	風俗営業者以外の場合	風俗営業者の場合	人の合併承認	人の分割承認	
申請書	①	許可申請書その1 (別記様式第2号)	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②	許可申請書その2 (A) (第1~第6号までの営業)	第1~第6号 (キャバレー、カフェー等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③	許可申請書その2 (B) (第7号の営業)	第7号 (ぱちんこ屋)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④	許可申請書その2 (C) (第8号の営業)	第8号 (ゲームセンター)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤	許可申請書その3 (遊技機の明細書)	第7号 (ぱちんこ屋)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥	相続承認申請書 (別記様式第7号)	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑦	合併承認申請書 (別記様式第8号)	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑧	分割承認申請書 (別記様式第9号)	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
申請者に係る	⑨	営業の方法を記載した書面その1 (別記様式第3号)	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑩	営業の方法を記載した書面その2 (A)	第1~第6号 (キャバレー、カフェー等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑪	営業の方法を記載した書面その2 (B)	第7号 (ぱちんこ屋)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑫	営業の方法を記載した書面その2 (C)	第8号 (ゲームセンター)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑬	営業所の使用について権限を有することを疎明する書類	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		賃貸借契約書 (公正証書) のコピー・賃貸人の使用承諾書等										
		土地、建物の登記簿謄本又は登記事項証明書										
	⑭	営業所の平面図及び営業所の周囲の略図	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑮	住民票 (本籍が記載されたもの。日本国籍を有しない者は、外国人登録証明書) の写し (法人は、役員全員)	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑯	法第4条第1項第1号から第8号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面「誓約書 (個人用)」	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑰	法第4条第1項第1号から第7号の2までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面「誓約書 (役員用)」	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
⑱	成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (東京法務局) (法人は、役員全員)	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
⑲	準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しないことの市町村長の証明書 (法人は、役員全員)	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

添 付 書 類	⑳ 法人の定款及び登記事項証明書	法人のみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	㉑ 未成年者の場合（婚姻により成人に達したとみなされる者を除く。）	未成年者の場合のみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	未成年者で風俗営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（風俗営業者の相続人である未成年者で風俗営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに風俗営業に係る営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係る上記⑮⑯⑰⑱に掲げる書類）	申請者が未成年者の場合のみ必要な書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申請者が未成年である風俗営業者であつて、その法定代理人が申請者が申請に係る公安委員会の許可等を受けて現に営む風俗営業の許可を受けた際の法定代理人である場合（申請書に係る風俗営業及び現に営む風俗営業のいずれについても風俗営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。）には、次に掲げる書類 ・申請者の⑮に掲げる誓約書 ・被相続人の氏名及び住所並びに申請に係る営業所の所在地を記載した書面 ・法定代理人の氏名及び住所を記載した書面及び当該法定代理人に係る⑮に掲げる書面	申請者が未成年者の場合のみ必要な書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
管 理 者 の 添 付 書 類	㉒ 誠実に業務を行うことを誓約する書面「誓約書（管理者用1）」	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	㉓ 住民票（本籍が記載されたもの。日本国籍を有しない者は、外国人登録証明書）の写し	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	㉔ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（東京法務局）	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	㉕ 準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しないことの市町村長の証明書（身分証明書）	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	㉖ 法第24条第2項各号に掲げるいずれにも該当しないことを誓約する書面「誓約書（管理者用）2」	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	㉗ 管理者の写真2葉（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景（3×2.4cm）の写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	㉘ ぱちんこ屋及び政令第7条に規定する営業（遊技機に関する書類）	第7号（ぱちんこ屋）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
そ の 他 の 添 付 書 類	㉙ 食品衛生法の飲食店営業許可証のコピー	第1～第6号（キャバレー、カフェー等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	㉚ 都市計画法の用途地域の縦覧図	共通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	㉛ 火災、震災又は施行令第6条の2各号に掲げる事由により営業所が滅失したことを疎明する書類	営業所が滅失した場合のみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	㉜ 申請者と被相続人の続柄を照明する書面	相続のみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	㉝ 相続人が複数いる場合は、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに申請者に対する相続人すべての同意書	相続のみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	㉞ 合併契約書の写し	合併のみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	㉟ 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員就任予定者の氏名及び住所を記載した書面及び上記⑮⑯⑰⑱の書類	合併のみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
㊱ 分割計画書又は分割契約書の写し	分割のみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
㊲ 分割により風俗営業を継承する承継する法人の役員就任予定者の氏名及び住所を記載した書面及び上記⑮⑯⑰⑱の書類	分割のみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※ □内にレ点で印を付けて、書類のチェックをし、漏れのないようにしてください。

※ 上記風俗営業者とは、同一公安委員会の管轄区域内において許可を受けている風俗営業者に限ります。

別記様式第2号 (第10条関係)

その1		※受理年月日		※許可年月日	
		※受理番号		※許可番号	
許 可 申 請 書					
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">平成 ○○年 ○○月 ○○日</p> <p>高知県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称及び住所 高知県高知市帯屋町1丁目2番3号 株式会社 やまもも 印 代表取締役 甲野 太郎</p>					
(ふりがな) 氏名又は名称	かぶしきがいしゃ やまもも 株 式 会 社 やまもも				
住 所	〒(780-0000) 高知県高知市帯屋町1丁目2番3号 (088) 823局 1234番				
(ふりがな) 営業所の名称	らうんじ こうおつ ラウンジ 甲 乙				
営業所の所在地	〒(780-0001) 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階 (088) 884局 6789番				
風俗営業の種類	法第2条第1項第 2 号営業				
(ふりがな) 管理者の氏名	へいの さぶろう 丙 野 三 郎				
管理者の住所	〒(780-0012) 高知県高知市北本町2丁目1番2号 アパート201号室 (088) 823局 2468番				
(ふりがな) 法人にあつては、 その役員 の氏名	法人にあつては、その役員 の住所				
代 表 者	ここの たろう 甲 野 太 郎	高知県高知市帯屋町1丁目2番3号 やまももビル3階			
	おつの じろう 乙 野 次 郎	高知県高知市知寄町3丁目2番3号 知寄荘201号			
	ていの しろう 丁 野 史 郎	高知県高知市一宮189番地			
滅失により廃止 した風俗営業	廃止の事由		廃止年月日		許可番号
			年 月 日		
現に許可等を受けて 営む風俗営業	許可年月日	年 月 日	許可番号		
	営業所の名称 及び所在地				

その2(A) (法第2条第1項第1号から第6号までの営業)

営業所 の構造 及び 設備 の概要	建物の構造	鉄筋コンクリート造地上3階建て		
	建物内の営業所の位置	3階の一部		
	客室数	1室	営業所の床面積	44.0 m ²
	客室の総床面積	〔うちダンスの用に供する部分の総床面積〕		23.3 m ² (うち 0 m ²)
	各客室の床面積	〔うちダンスの用に供する部分の床面積〕		m ² (うち m ²)
		〔うちダンスの用に供する部分の床面積〕		m ² (うち m ²)
	照明設備	客室の天井に40ワットの蛍光灯を4基取り付ける。調理場の天井に40ワットの蛍光灯を2基、便所の天井に1基取り付ける。(位置等については、別紙に記載)		
	音響設備	社製のカラオケ装置1台(商品名、据え置き式、アンプの最大出力ワット、天井つり下げ型スピーカー1基)を設置する。(位置等については、別紙に記載)		
	防音設備	営業所の全ての壁に厚さ10cmのグラスウールの防音材を入れる。また、営業所の全ての窓は2重のアルミサッシを入れ防音効果を高めている。(位置等については、別紙に記載)		
	その他	営業所の出入口は1箇所のみである。客室内の西側の壁には風景画の絵画を2枚飾る。営業所の窓のアルミサッシ内側には外部から見通すことができないように花柄模様の壁紙を貼る。(位置等については、別紙のとおり。)		
※ 風俗営業の種類				
※ 兼業				
※ 同時申請の有無		①有 ②無	※ 受理警察署長	
※ 条件	年月日			
	年月日			
	年月日			

その2(B) (法第2条第1項第7号の営業)

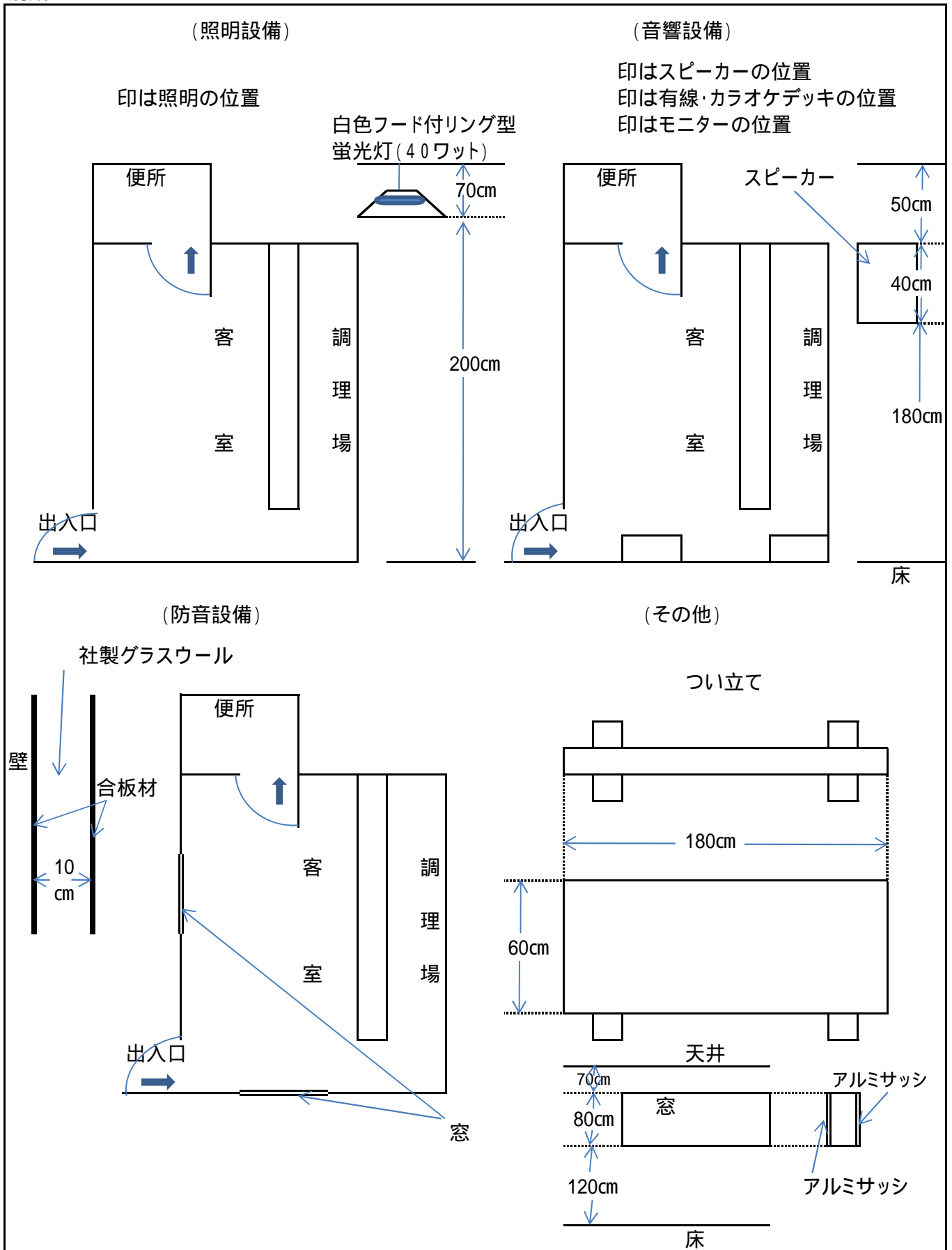
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造		鉄筋コンクリート造地上2階建て						
	建物内の営業所の位置		1階の全部						
	客室数	1室	営業所の床面積		264.0 m ²				
	客室の総床面積	230 m ²	各客室の床面積	230 m ²					
	照明設備	客室の天井に60ワットの蛍光灯を72基取り付け。(位置等については、別紙に記載)							
	音響設備	有線放送や場内アナウンス等を流すため、最大出力 100ワットのチューナーアンプ(〇社製)に接続した4基のスピーカー(〇社製)を客室の天井に吊り下げる。(位置等については、別紙に記載)							
	防音設備	営業所の全ての壁に厚さ20cmのグラスウールの防音材を入れる。営業所出入口のガラス扉は二重扉にして開閉時に音が外部に漏れにくくする。窓のガラスは、厚さ3mmにする。(位置等については、別紙に記載)							
	遊技設備	のやま台数	普通台	半自動台	全自動台	計			
		に規定する遊技機に係る遊技機	区分	ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	アレンジボール遊技機	じゃん球遊技機	その他の遊技機	計
			型式数	3型式	1型式	型式	型式	型式	4型式
台数	30台	10台	台	台	台	40台			
その他遊技設備									
その他	営業所の出入口は2箇所である。営業所の出入口付近に装飾として裸婦の彫刻(石膏製等身大)を2体設置する。(位置等については、別紙に記載)								
※ 風俗営業の種類									
※ 兼業									
※ 同時申請の有無		①有	②無	※ 受理警察署長					
※ 条件	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								

その2(C) (法第2条第1項第8号の営業)						
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造		鉄筋コンクリート造り地上5階地下1階建て			
	建物内の営業所の位置		地上1階の全部			
	客室数		1室	営業所の床面積		49.5 m ²
	客室の総床面積		4.2 m ²	各客室の床面積		4.2 m ²
	照明設備		客室の天井に60ワットの蛍光灯を24基取り付ける。(位置等については、別紙に記載)			
	音響設備		該当なし。			
	防音設備		営業所の全ての壁に厚さ10cmのグラスウールの防音材を入れる。また、営業所の出入口のある壁面の窓ガラスを二重サッシ(サッシの間隔は15cm)にする。(窓の位置等については、別紙に記載)			
設備の概要	営業法第二条に係る第一項第八号の設備	区分	テーブル型	その他の型	計	
		スロットマシン等				
		テレビゲーム等	4	2	2	6
		フリッパーゲーム等		2	2	2
		ルーレット台等				
		その他の遊技設備				
		計	4	4	4	8
その他		客室の出入口は1箇所である。 テーブル製の遊技設備の設置されている部分とそれ以外の遊技設備の設置されている部分を区切るために高さ60cmの柵を設置している。(構造等については、別紙に記載)				
※ 風俗営業の種類						
※ 兼業						
※ 同時申請の有無		① 有 ② 無	※ 受理警察署長			
※ 条件	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					

その3 (法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機の明細書)						
遊技機の種類	製造業者名	型 式 名	検 定 番 号	認定の有無	台 数	備 考
ぱちんこ 遊 技 機	株式会社 甲 野	甲野1号	0P1234	無	10台	新品
ぱちんこ 遊 技 機	株式会社 乙 社	乙野1号	0P2345	無	20台	新品
ぱちんこ 遊 技 機	株式会社 丙 野	丙野3号	1P3456	無	20台	中古品
回 胴 式 遊 技 機	株式会社 丁 山	丁山5号	0S1234	無	20台	新品
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	
					台	

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「滅失により廃止した風俗営業」欄は、法第4条第3項の事由により滅失したために廃止した風俗営業に係る事項を記載すること。



別記様式第3号 (第10条関係)	
その1	
営 業 の 方 法	
営業所の名称 ラウンジ 甲 乙	
営業所の所在地 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階	
風俗営業の種別 法第2条第1項第2号の営業	
営 業 時 間	<p>午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input checked="" type="checkbox"/> 5時30分から 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input checked="" type="checkbox"/> 0時00分まで</p> <p>ただし、<input type="checkbox"/> の日にあつては、</p> <p>午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで</p>
18歳未満の者を従業員として使用すること	<p><input checked="" type="checkbox"/> ①する <input type="checkbox"/> ②しない</p> <p>①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に） 営業開始から午後10時まで、食器洗い、掃除等客と接しない業務に従事させる。</p>
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	営業所の出入口のドア付近の柱の高さ1メートルの部分に、長さ70センチメートル、幅20センチメートルの白色プラスチック板に黒色で「18歳未満立入禁止」と記入したものを貼付する。
飲食物（酒類を除く。）の提供	<p><input checked="" type="checkbox"/> ①する <input type="checkbox"/> ②しない</p> <p>①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 客の求めに応じて、食べ物は総菜の他、ピーナッツ、柿の種、さきいか等の乾きもの、季節のフルーツを提供し、酒類以外の飲物ではジュース類を提供する。調理はレンジで温める程度である。</p>
酒類の提供	<p><input checked="" type="checkbox"/> ①する <input type="checkbox"/> ②しない</p> <p>①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 提供するの酒類は、ビール、ウィスキー、焼酎。提供の方法は、各テーブルで客の求めに応じて従業員が提供する。20歳未満の者への酒類の提供防止については、運転免許証等で確実にを行う。</p>
当該営業所において他の営業を兼業すること	<p><input type="checkbox"/> ①する <input checked="" type="checkbox"/> ②しない</p> <p>①の場合：当該兼業する営業の内容</p>

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第6号までの営業)

料	金	セット料金(テーブルチャージ・アイス・ミネラル・チャーム(乾き物等))5,000円、ビール2,000円、ウイスキー8,000円~15,000円、焼酎4,000円~5,000円、フード(総菜)800円~1,500円			
料	金	1 壁、ドア、ついたて、その他これに類するものに料金表等を客に見やすいように掲げる。 2 客席又カウンター上に料金表等を客に見やすいように備える。			
役 務 提 供 の 態 様	客の接待をする場合はその内容	特定少数の客の近くにはべり、談笑の相手となりお酌をする。また、客の求めに応じて、接待を行う者がカラオケを操作し、客とともにデュエット等を行う。			
	客の接待をする場合は接待を行う者の区分	常時当該営業所に雇用されている者	3 名		
		それ以外の者	2 名		
			主たる派遣元	(ふりがな)氏名又は名称	ゆうげんがいしゃ 有限会社 ふうぞく
			住所	〒(000-0000) 高知市堺町5番6号 (088) 832局1234番	
			(ふりがな)法人にあつては、その代表者の氏名	へいの たろう 丙野 太郎	
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容	生バンドによる流行歌の演奏を不特定多数の客に聞かせる。			
	時間帯	午前 午後 7時 00 分から 午前 午後 8時 00 分まで			
(法第2条第1項第2号の営業のみ記載すること)					
客	室	和風のもの	0 室	その他のもの	1 室

その2 (B) (法第2条第1項第7号の営業)			
(まあじやん屋のみ記載すること)			
遊 技 料 金	①1人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する		
	全自動台につき	円	
	半自動台につき	円	
	その他の台につき	円	
遊 技 料 金 の 表 示 方 法			
(ぱちんこ屋及び令第11条に規定する営業のみ記載すること)			
ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業の遊技料金	ぱちんこ遊技機	玉1個 4 円	
	回胴式遊技機	玉1個	円
		メダル1枚	20 円
	アレンジボール遊技機	玉1個	円
		メダル1枚	円
	じやん球遊技機	玉1個	円
		メダル1枚	円
その他の遊技機 ()	につき	円	
その他の営業の遊技料金	遊技の種類 ()	につき 円	
遊 技 料 金 の 表 示 方 法	賞品交換カウンター、玉貸し機、メダル貸し機及び発券機等の客の見やすいところに「玉貸料金壹個円」、メダル貸料金1枚20円」と表示する。		
賞 品 提 供 方 法	<p>営業所内の賞品交換カウンターに、ぱちんこ玉自動計数機を設置し、店員が客にぱちんこ玉自動計数機から出てきた玉数の印字された紙片(レシート)を渡す。</p> <p>客はその紙片に表示された玉数分の賞品を賞品棚から選び出し、それを賞品カウンターにおいて確認のうえ交換する。</p> <p>メダルにあってもぱちんこ玉同様とする</p> <p>提供する賞品とその価格は別表のとおりであるが、賞品の交換は商品価格と遊技料金と等しい価格で交換する。</p>		
提供する賞品のうち最も高価なもの	(10,000 円)		

その2 (C) (法第2条第1項第8号の営業)	
料 金	ビデオゲーム1プレイ100円~300円、プレイスゲーム1プレイ200円~500円、メダル1,000円で50枚、2,000円で120枚、3,000円で200枚
料 金 の 表 示 方 法	ビデオゲーム機、プレイスゲーム機の料金投入口及び案内カウンター、メダル貸し機等の客の見やすいところに「1プレイ100円」、メダル50枚1,000円と表示する。
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：18歳未満の者を午後10時（法第22条第5号の規定に基づく都道府県の条例で定める年齢に満たない者については、当該条例で定める時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入ることを防止する方法 営業所の入口、営業所の案内カウンター等客の見やすいところに条例により立入りの禁止される年齢及び時間を表示するとともに、場内アナウンスにより周知する。また、18歳未満の者の立入りが禁止された時間帯には必要に応じて身分証明書等による年齢確認を行い、18歳未満の者は退場させる。
備考	
<p>1 その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。</p> <p>2 その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。</p> <p>3 その2（A）は法第2条第1項第1号から第6号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2（B）は同項第7号の営業について許可を申請する場合に、その2（C）は同項第8号の営業について許可を申請する場合に使用すること。</p> <p>4 その2（A）又はその2（C）の「料金」欄には、第33条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。</p> <p>5 その2（A）又はその2（C）の「料金の表示方法」欄には、その2（A）又はその2（C）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第32条各号のいずれに該当するかを記載すること。</p> <p>6 その2（A）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。</p> <p>7 その2（A）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定多数の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。</p> <p>8 その2（B）の「遊技料金の表示方法」欄には、その2（B）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第32条各号のいずれに該当するかを記載すること。</p> <p>9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</p> <p>10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p>	

使用承諾書

平成 年 月 日

甲乙商事株式会社

代表取締役 甲田 一郎 殿

住所 高知県高知市丸ノ内5丁目6番8号

氏名 丙野 三郎

丙野

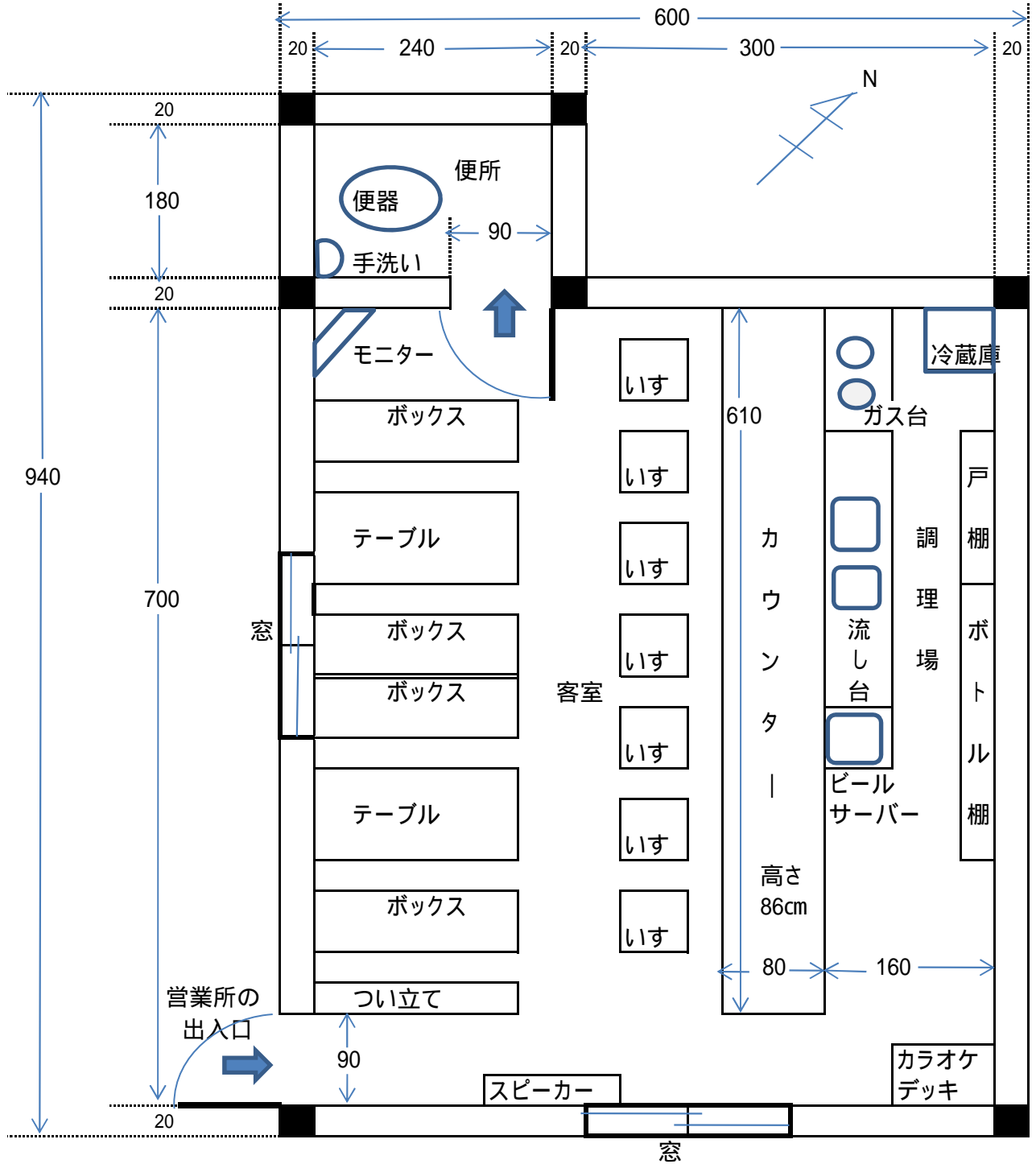
私は、下記1の建物の 所有者 として下記2、3及び4

の条件で下記1の建物等をあなたが使用することを承諾します。

1	建物等	構造	鉄筋コンクリート造地上3階建
		所在地	高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階
2	使用する目的	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号の営業所（バー 甲 乙）として使用するものとする。	
3	営業所として使用する建物等の部分	① 建物の全部 ② 建物の一部	
		②の場合：その部分 地上2階の一部	
4	使用を承諾する期間	平成 年 月 日から3年間	

営業所の平面図

営業所の構造: 木造平屋建
 建物中営業所の占める割合: 建物全部



縮尺1/50

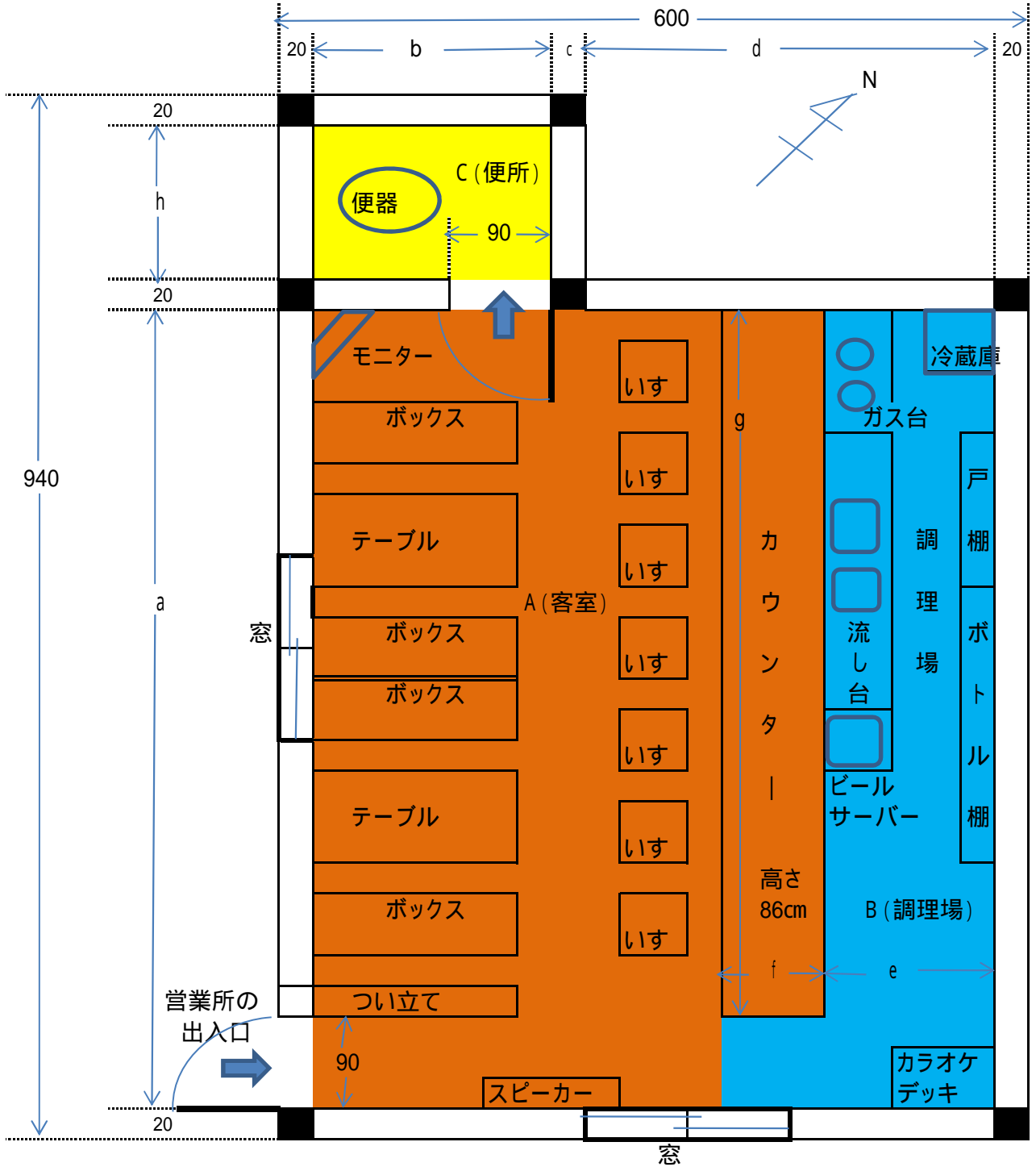
営業所の床面積 47.0m²

内 訳	客室(カウンターを含む。)	27.3m ²
	調理場	11.9m ²
	便 所	4.3m ²
	そ の 他	3.4m ²

(小数点以下2桁を四捨五入していますので、合計は総面積と一致しません。)

求積図

営業所の構造: 木造平屋建
 建物中営業所の占める割合: 建物全部



営業所の床面積 47.0m²

求積表

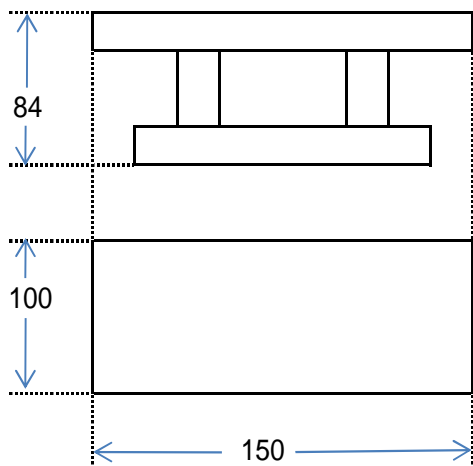
内 訳	床 面 積	計 算 式	数 式
A 客 室	27.3m ²	$a \times ((b + c + d) - e)$	$700 \times ((240 + 20 + 300) - 160) = 280,000$
		$f \times (a - g)$	$80 \times (700 - 610) = 7,200$
		$(a \times ((b + c + d) - e)) - (f \times (a - g))$	$280,000 - 7,200 = 272,800$
B 調 理 場	11.9m ²	$a \times e$	$700 \times 160 = 112,000$
		$f \times (a - g)$	$80 \times 90 = 7,200$
		$(a \times e) + (f \times (a - g))$	$112,000 + 7,200 = 119,200$
C 便 所	4.3m ²	$b \times h$	$240 \times 180 = 43,200$
そ の 他	3.4m ²	営業所の床面積 - A - B - C	$469,600 - 272,800 - 119,200 - 43,200 = 34,400$
(小数点以下2桁を四捨五入していますので、合計は総面積と一致しません。)			

「営業所の床面積」は、建築基準法上の床面積を記載することで足りるが、「各客室の床面積」は、うちのりの面積を記載してください。

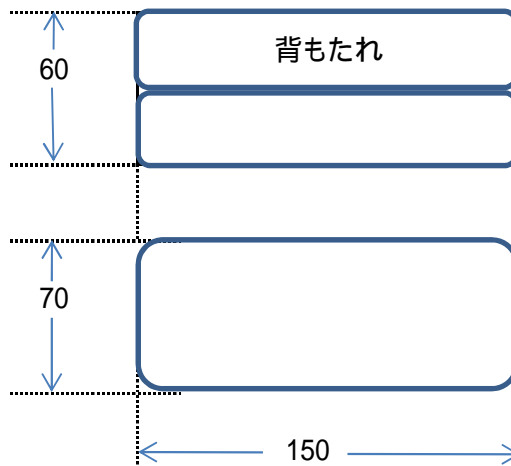
営業所の設備の概要

凡 例

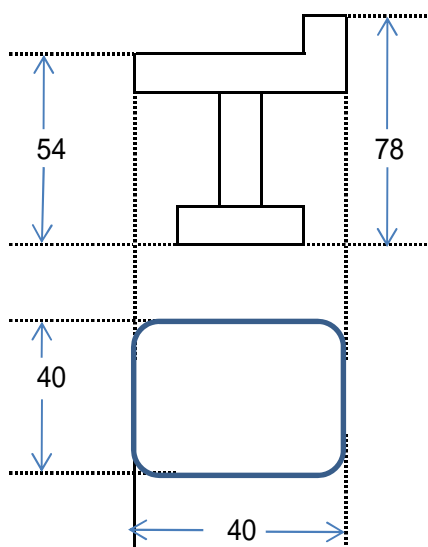
テーブル



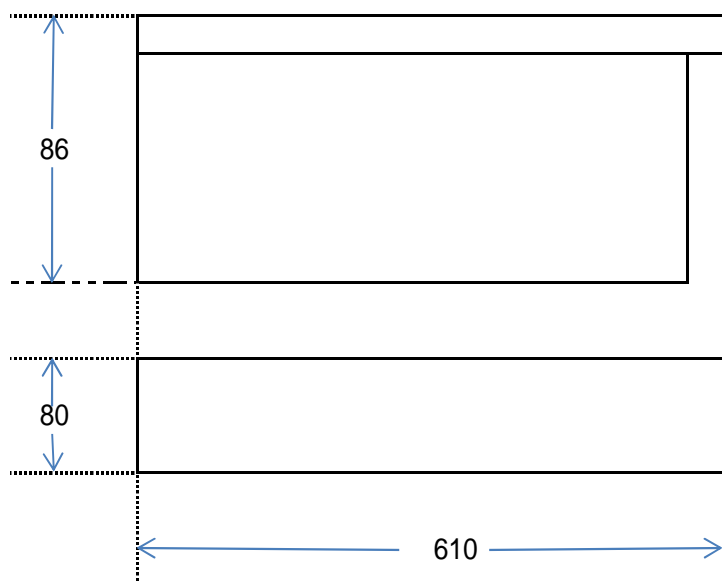
ボックス



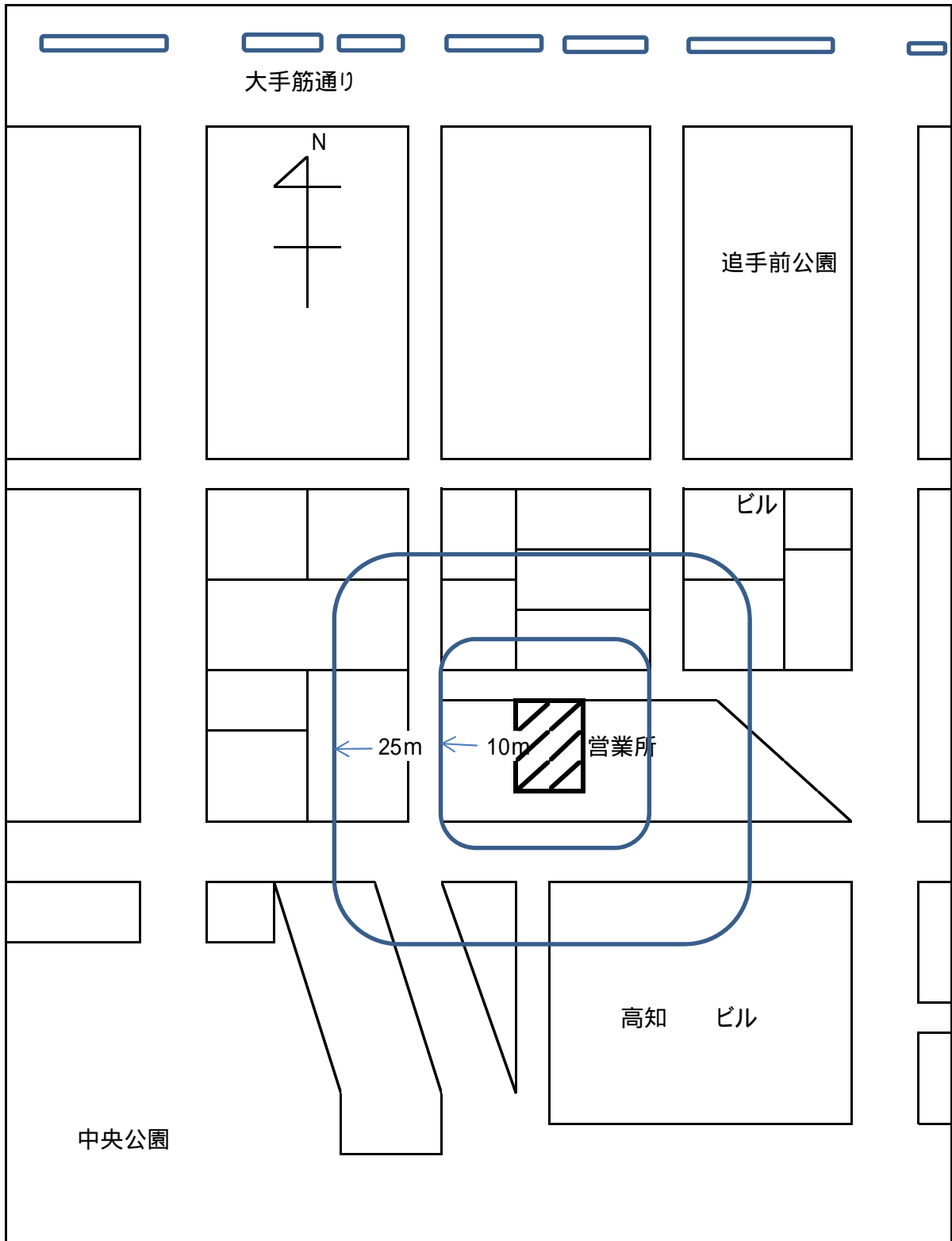
いす



カウンター



営業所周囲の略図



- 注1 「営業所の周囲の略図」は、条例で定める保護対象施設(学校、図書館、児童福祉施設、病院等)との距離が明らかとなるように記載してください。
- 注2 上記距離の測定は、保護対象施設の敷地から当該申請に係る風俗営業所の敷地までの最短距離としてください。

[個人用]

誓約書

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第1号から第8号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

営業所所在地 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階
営業種別・名称 第2号営業・ラウンジ 甲 乙
住 所 高知県高知市帯屋町1丁目2番3号 やまももビル3階
氏 名 甲野 太郎 (甲野) 印




高知県公安委員会 殿

[役員用]

誓約書

私達は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第1号から第7号の2までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

営業所所在地	高知県高知市帯屋町1丁目5番16号	ビル2階
営業種別・名称	第2号営業・ラウンジ	甲 乙
事務所所在地	高知県高知市帯屋町1丁目2番3号	やまももビル3階
法人名	株式会社	やまもも
役員氏名	代表取締役 甲野 太郎	 印
	取締役 乙野 次郎	 印
	監査役 丁野 史郎	 印

高知県公安委員会 殿

誓約書

私は、第2号営業・ラウンジ 甲 乙の管理者として、その業務を誠実に行うことを誓約します。

平成 年 月 日

営業所所在地 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階

営業種別・名称 第2号営業・ラウンジ 甲 乙

住所 高知県高知市北本町1丁目1番2号 アパート201号室

氏名 丙野 三郎 (丙野) 印

高知県公安委員会 殿

誓約書

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条
第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

営業所所在地 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階

営業種別・名称 第2号営業・ラウンジ 甲 乙

住 所 高知県高知市北本町1丁目1番2号 アパート201号室

氏 名 丙野 三郎 (丙野) 印

高知県公安委員会 殿

定款認証記載例

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、……………

省 略

第38条

以 上

記載例1

上記は、当社の現行定款に相違ありません。

平成 年 月 日

株式会社 技研

代表取締役 山 川 太 郎

記載例2

この定款は、当社の定款の原本に相違ありません。

平成 年 月 日

株式会社 技研

代表取締役 山 川 太 郎

別記様式第7号 (第14条関係)

※受理年月日		※受理番号		※相続承認年月日	
<p>相 続 承 認 申 請 書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第1項の規定により相続の承認を申請します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>高知県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称及び住所 高知県高知市帯屋町1丁目2番3号 株式会社 やまもも 代表取締役 甲野 一太郎 (印)</p>					
氏名又は名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃ やまもも 株式会社 やまもも				
住所	〒 (780-0000) 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階 (088) 823局 1234番				
営業所の名称	(ふりがな) らうんじ こうおつ ラウンジ 甲 乙				
営業所の所在地	〒 (780-0001) 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階 (088) 884局 6789番				
風俗営業の種類	法第2条第1項第 2号の営業				
許可年月日	平成 年 月 日	許可番号	第 号		
被相続人の氏名	(ふりがな) こうの いちたろう 甲野 一太郎				
被相続人の住所	高知市帯屋町1丁目2番3号 やまももビル3階				
被相続人との続柄	長 男	被相続人の死亡年月日	平成 年 月 日		
他の相続人の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無				
現に許可等を受けて営む風俗営業	許可年月日	年 月 日	許可番号		
※風俗営業の種類	営業所の名称及び所在地				
※同時申請の有無	<input type="radio"/> ①有 <input type="radio"/> ②無		※受理警察署長		

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 「他の相続人の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 「現に許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

誓約書

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第1号から第8号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

営業所所在地 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階

営業種別・名称 第2号営業・ラウンジ 甲 乙

住所 高知県高知市帯屋町1丁目2番3号 やまももビル3階

氏名 甲野 一太郎 

高知県公安委員会 殿

相続人の氏名及び住所を記載した書面

被相続人 との続柄	(ふりがな)	住 所
	氏 名	
長 男	こうの いちたろう	高知県高知市帯屋町1丁目2番3号 やまもビル3階
	甲野 一太郎	
長 女	ぼの ふみえ	高知県高知市瀬戸東町5丁目6番204号
	戊野 二三江	
次 男	こうの にたろう	高知県南国市篠原9999番地
	甲野 二太郎	
次 女	きの みよこ	高知県高知市朝倉己249番地88
	己野 三四子	

風俗営業相続の承認申請同意書

1 相続の承認申請者

相続人との続柄 長男
住所 高知県高知市帯屋町1丁目2番3号 やまもビル3階
氏名 甲野 一太郎

2 営業所の名称、所在地、許可年月日及び許可番号

営業所の名称 ラウンジ 甲乙
営業所の所在地 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階
許可年月日 平成 年 月 日
許可番号 第 号

この度、被相続人 甲野 太郎 の死去に伴い、上記のとおり風俗営業(法第2条第1項第 2号 の営業(カフェー)の相続の承認申請をすることに同意いたします。

平成 年 月 日

高知県公安委員会 殿

(同意者)被相続人との続 長女
住所 高知県高知市瀬戸東町5丁目6番204号
氏名 戊野 二三江

戊野

被相続人との続 次男
住所 高知県南国市篠原9999番地
氏名 甲野 二太郎

甲野

被相続人との続 次女
住所 高知県高知市朝倉己249番地88
氏名 己野 三四子

己野

別記様式第8号 (第15条関係)

※受理年月日		※受理番号		※合併承認年月日	
合 併 承 認 申 請 書					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の2第1項の規定により合併の承認を申請します。 平成 年 月 日 高知県公安委員会 殿					
申請者の氏名又は名称及び住所 高知県帯屋町1丁目2番3号 株式会社やまもも 代表取締役 甲野太郎 (印)					
申請者の氏名又は名称及び住所 高知県帯屋町1丁目2番3号 株式会社八色鳥 代表取締役 乙野次郎 (印)					
(ふりがな) 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称	かぶしきがいしゃ やまもも 株式会社 やまもも				
(ふりがな) 合併後存続し、又は合併により設立される法人の住所	〒(780-0000) 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階 (088) 823局 1234番				
(ふりがな) 営業所の名称	らうんじ こうおつ ラウンジ 甲 乙				
営業所の所在地	〒(780-0001) 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階 (088) 884局 6789番				
風俗営業の種類 許可年月日	法第2条第1項第 2 号の営業 年 月 日 許可番号第 号				
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業業者たる法人の名称	かぶしきがいしゃ やいろちよう 株式会社 八色鳥				
合併後消滅する風俗営業業者たる法人の住所	〒(780-0002) 高知県帯屋町1丁目2番3号 (088) 884局 0123番				
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業業者たる法人の代表者の氏名	おつの じろう 乙 野 次 郎				
(ふりがな) 合併後消滅する法人の名称	該当無し				
合併後消滅する法人の住所	〒() 該当無し () 局 番				
(ふりがな) 合併後消滅する法人の代表者の氏名	該当無し				
合併予定年月日	平成 年 月 日				
合併の理由	風俗営業を行う株式会社八色鳥の経営状態が良くないため、株式会社やまももと合併して経営再建を図るもの。				
※風俗営業の種類					
※同時申請の有無	① 有	② 無	※受理警察署長		

[役員用]

誓約書

私達は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第1号から第7号の2までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

営業所所在地 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階

営業種別・名称 第2号営業・ラウンジ 甲 乙

事務所所在地 高知県高知市帯屋町1丁目2番3号 やまももビル3階

法人名 株式会社 やまもも

役員氏名 代表取締役 甲野 太郎 (甲野) (印)

取締役 乙野 次郎 (乙野) (印)

監査役 丁野 史郎 (丁野) (印)

高知県公安委員会 殿

別記様式第9号（第16条関係）

※受理年月日		※受理番号		※分割承認年月日	
分割承認申請書					
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の3第1項の規定により分割の承認を申請します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>高知県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称及び住所 高知県高知市帯屋町1丁目2番3号 株式会社やなせすぎ 代表取締役 庚野五郎 ㊞</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称及び住所 高知県高知市帯屋町7丁目2番3号 株式会社八色鳥 代表取締役 乙野次郎 ㊞</p>					
(ふりがな) 分割により風俗営業を承継する法人の名称	かぶしきがいしゃ かつお				
分割により風俗営業を承継する法人の住所	株式会社 かつお 〒(780-0000) 高知県高知市本町7丁目5番16号 ビル5階 (088) 823局 9876番				
(ふりがな) 営業所の名称	らうんじ こうおつ				
営業所の所在地	ラウンジ 甲 乙 〒(780-0001) 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階 (088) 884局 6789番				
風俗営業の種別	法第2条第1項第 2 号の営業				
許可年月日	平成 年 月 日	許可番号	第 号		
(ふりがな) 分割により風俗営業を承継させる法人の名称	かぶしきがいしゃ やまもも				
分割により風俗営業を承継させる法人の住所	株式会社 やまもも 〒(780-0000) 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階 (088) 823局 1234番				
(ふりがな) 分割により風俗営業を承継させる法人の代表者の氏名	こうの たろう				
分割予定年月日	甲野 太郎				
分割の理由	平成 年 月 日				
※風俗営業の種類	経営基盤の刷新のため				
※同時申請の有無	① 有	② 無	※受理警察署長		

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「分割の理由」欄には、分割を必要とする理由を具体的に記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

[役員用]

誓約書

私達は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項第1号から第7号の2までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

営業所所在地 高知県高知市帯屋町1丁目5番16号 ビル2階

営業種別・名称 第2号営業・ラウンジ 甲 乙

事務所所在地 高知県高知市帯屋町1丁目2番3号 やまももビル3階

法人名 株式会社 かつお

役員氏名 代表取締役 庚野 五郎 (庚野) (印)

取締役 乙野 次郎 (乙野) (印)

監査役 丁野 史郎 (丁野) (印)

高知県公安委員会 殿

【従業者名簿記載例】

従 業 者 名 簿

(ふりがな)	やまかわ	はなこ	性 別	男・ <input checked="" type="radio"/> 女
氏 名	山 川	花 子		
生 年 月 日	昭和・平成 55 年 12 月 20 日 生まれ			
本 籍 <small>(日本国籍を有しない者にあつては、国籍)</small>	高知県高知市帯屋町1丁目20番地1			
住 所	〒780-0000 高知市知寄町2丁目5番1号 マンション607号 電話番号 088 (823) 1001			
従 事 する 業 務 の 内 容 <small>(できるだけ具体的に記載してください。)</small>	ボックス席等において、特定少数の客の近くにはべり、継続して談笑の相手となったり、酒のお酌などをして飲食物の提供をするとともに客に対しカラオケを勧めデュエット等の接待行為を行う。			
採 用 年 月 日	平成 20 年 10 月 10 日			
退 職 年 月 日	平成 年 月 日 ※ 退職・解雇・死亡			
※ 退職事由等				
確 認 年 月 日	平成 20 年 10 月 5 日 確認			
及 び 確 認 資 料	住民票の写し・ <input checked="" type="radio"/> 運転免許証・戸籍謄本(抄本)・旅券・資格外活動許可証・就労資格証明書・在留カード・その他()			
日本国籍を有しない者	在留資格	在留期間	～	
	資格外活動の許可(有・無、その内容())			
※ 備 考				

注意事項

- この従業者名簿の作成は、当該業務に従事する者全員であり、常時営業所で働いている者は勿論、必要に応じて他から派遣されてくる者についても、当該業務に従事する限り作成しなければなりません。
- この従業者名簿は、退職等の日から起算して3年間は保存しなければなりません。
- 従業者名簿の作成に当たっては、法により定められた記載事項が整っておればよく、この様式が義務づけられているものではありません。
- 確認資料は、内閣府令で定める書類のうち一般的に使用されているものを例示しています。
- ※印欄は、法に規定された記載事項以外の項目ですので、自由に活用してください。